

# 第2章 基本構想

# 第1節 将来の見通し

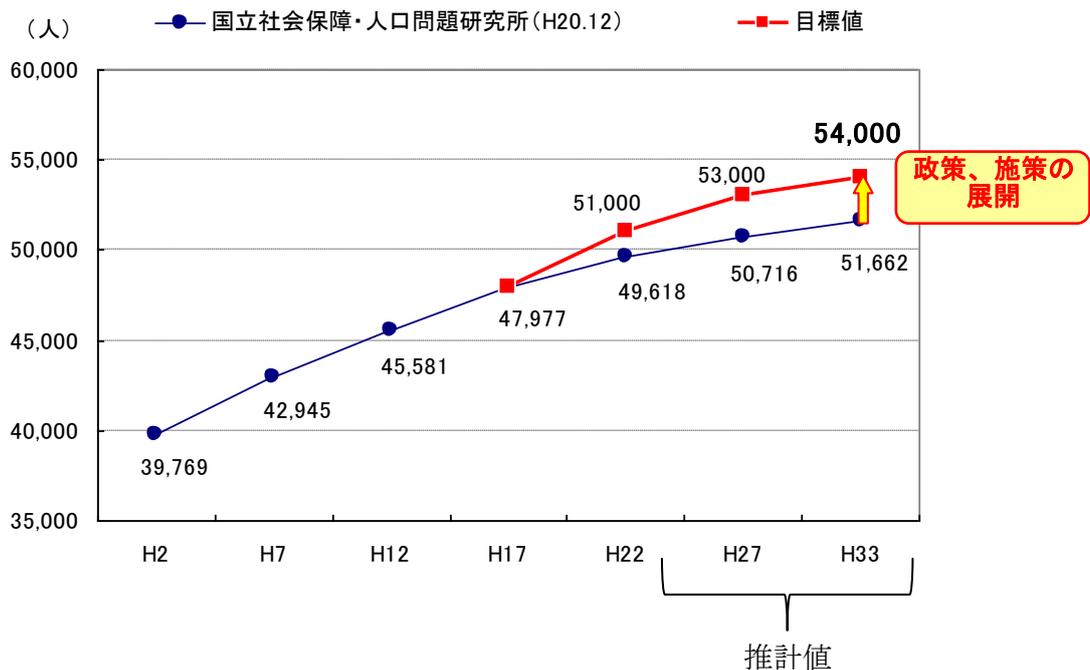
## 1 目標人口

人口は、まちづくりの基本的な要素であり、地域活力の基礎となるものです。

本市の人口は、全国的に少子高齢社会が進展するなかにあつて、国立社会保障・人口問題研究所が発表（平成20年12月）したコーホート要因法を用いた推計においては、増加傾向が続くものと予測されています。

また、平成22年国勢調査の結果、本市の人口は●●,●●●人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を大幅に超える人口増加となりました。

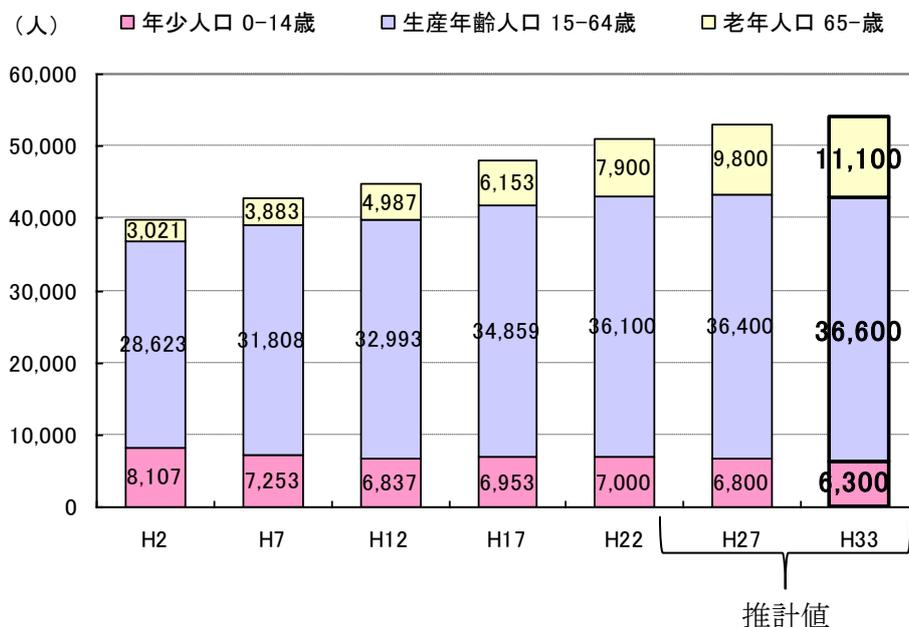
本計画における目標人口は、本計画に基づき実施する政策及び施策を展開することにより、緩やかな人口増加を見込み、本計画の目標年次である平成33年度の人口を **54,000人** とすることを目指します。



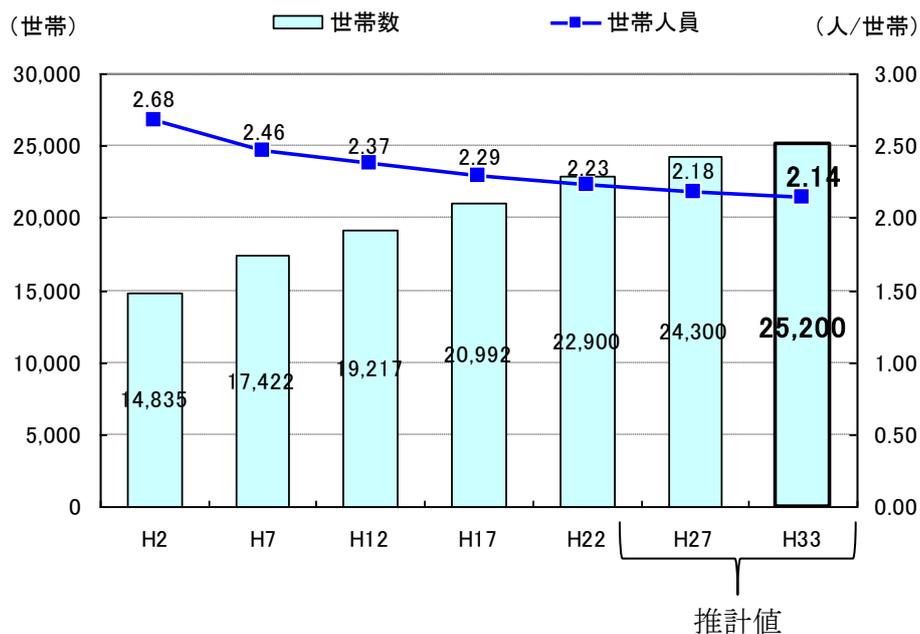
コーホート要因法：出生・死亡・移動等の変動要因に基づいて将来人口を推計する方法

年齢別人口をみると、年少人口（0～14歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しており、本市においても少子高齢化が進行することが予想されます。

また、生産年齢人口（15～64歳）は、増加傾向にあります。



一方、世帯数は人口とともに増加傾向にあり、戸建て住宅比率の増加や子育て支援などの施策推進により、一世帯あたりの人員の微減傾向は緩やかになると予想されます。

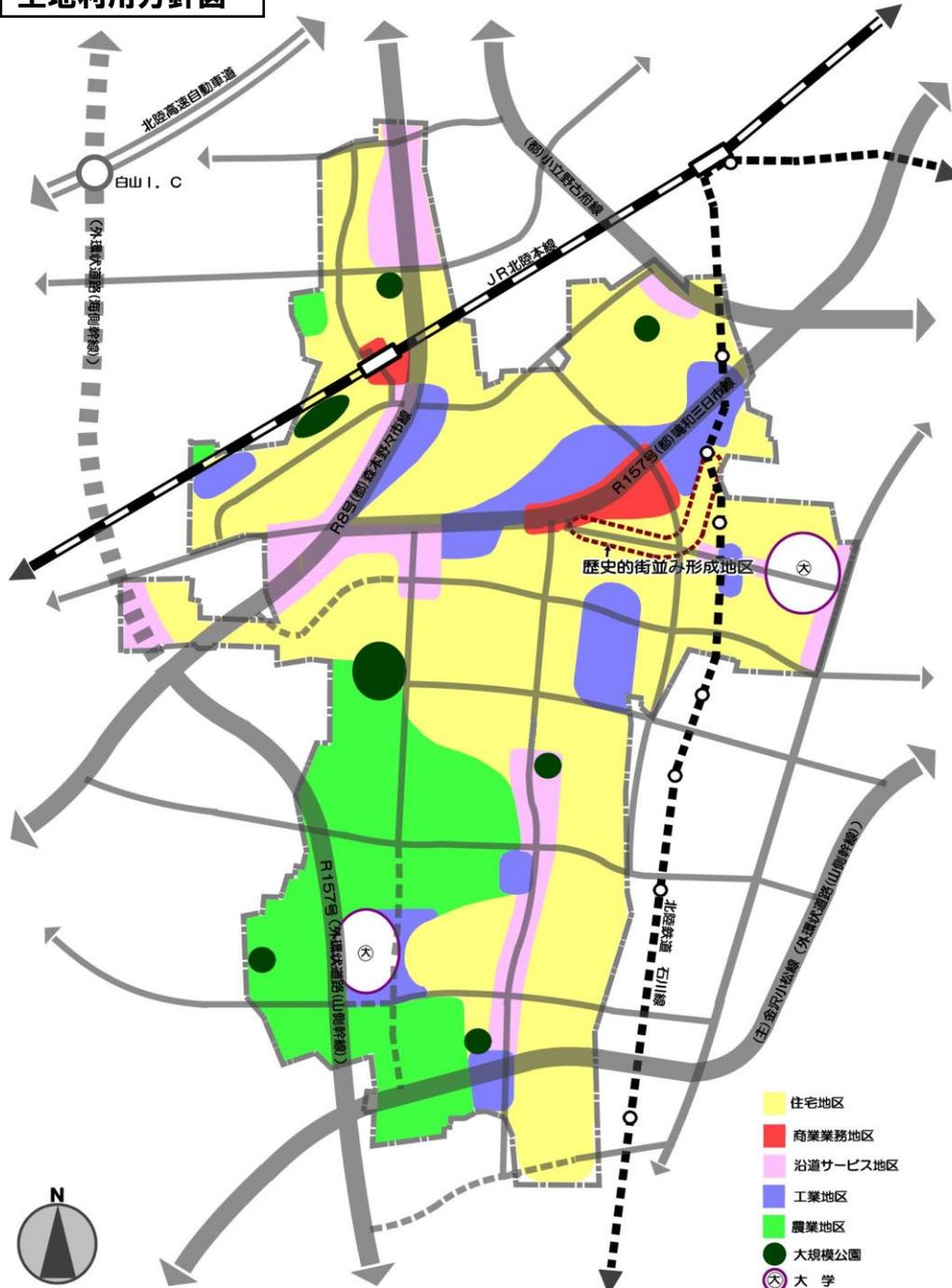


## 2 土地利用の方針

本市における土地利用の方針については、本市固有の自然や歴史と文化遺産に根ざした魅力ある居住地整備や新たな産業創出のための基盤整備を図るとともに、居住、就業の場、にぎわいなどの機能がバランス良く配置されるよう計画的に誘導していきます。

また、市街化区域内の低未利用地の有効活用を検討しつつ、将来の人口増加に見合う必要最低限の市街地拡大を図り、周辺優良農地と均衡がとれた秩序ある土地利用を推進します。

土地利用方針図



## 第2節 まちづくりの理念

### 1 まちづくりの理念

本市のまちづくりの普遍的な理念は「野々市市 愛と和の市民憲章」に定められています。

本市に住む私たちは、いつでもこの理念を心に留め、この市民憲章の実践に努めます。

#### 愛と和の市民憲章（案）（昭和 55 年 11 月 3 日制定）

遙かに霊峰白山を仰ぐ野々市市は、古くから加賀の中心として栄えたところです。

わたくしたちは、この恵まれた自然環境と歴史・文化・産業の豊かなまちに住むことを大きな誇りとし、限りなく平和で繁栄することを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 郷土を愛し、緑ゆたかな住みよい まちをつくりましょう。
- 伝統を重んじ、教育文化の香り高い まちをつくりましょう。
- 健康を増進し、活みなぎる明るい まちをつくりましょう。
- 勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かい まちをつくりましょう。
- 秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかな まちをつくりましょう。

## 第3節 将来都市像

### 1 将来都市像

まちづくりの理念を踏まえ、本計画の計画期間である10年後の都市像を、次のとおり定めます。

ひと<sup>ひと</sup>の<sup>わ</sup>和<sup>で</sup> つばきじゅ<sup>つ</sup>とく<sup>とく</sup> 椿<sup>ちん</sup> 十<sup>じゅう</sup> 徳<sup>とく</sup> い<sup>い</sup> 生きる<sup>い</sup> まち

～将来都市像に込めた想い～

念願であった市制の施行を実現するという絶好の機会が与えられ、私たちは達成することができました。

私たちが住む野々市市は、穏やかな地形に恵まれ、活気あふれるまちに成長することができました。

しかし、絶好の機会や穏やかで活気あふれるまちであっても、大勢の人たちの知恵や力の和がなければ、地域社会は成り立ちません。

世界中に数千種類を超えるといわれる椿には、白い花びらに薄く朱鷺色（ときいろ）がかかった上品な花をつける「野々市」という本市の名称を冠した椿があります。

5万人を超えるすべての市民が、本市の花木である椿が持つ十徳と共に、人の和を尊重し、市民の知恵と力が結集することができている、10年後にはそんなまちになっていたいと思います。

この将来都市像には、「ここでいい」ではなく「ここがいい」と思えるまちづくりを、「住んでみたい」「住み続けたい」と考えてもらえるまちを、そして、住み心地一番のまちとなっていきたいという想いが込められています。

椿十徳：①不老の徳（年月を経ても老衰の様子を見せない）、②公德を守る徳（落葉しないから木の下は汚れない）、③相互一致の徳（接ぎ木をすれば容易に合着し、互いに別個の新種を作る）、④謙遜の徳（藪蔭に生えて春に花容勝絶、人は庭内に移植したいと思う）、⑤清浄の徳（水清き土地によく生育する）、⑥矜持の徳（プライドを失なわぬ徳）、⑦常緑不変の徳（葉は常に濃緑で緑色に輝いている）、⑧操節を守る徳（霜枯れがなく、花蕾は春に備えて日毎に膨らむ営みを休まない）、⑨奉仕の徳（毎年花が咲き、栽培者の労に報いて奉仕の心を発揮する）、⑩厚生<sup>こうせい</sup>の徳（椿油、食油、灯油、髪油、皮膚に栄養、椿炭、家具、日用品木工材）

## 第4節 まちづくりの基本方針と基本目標

本市は、この計画書において目標を定めます。

まちづくりの理念に基づき、10年後の本市の将来都市像を定め、将来都市像を実現するための政策として8つの「まちづくりの基本方針」と、政策を達成するための施策として39の「まちづくりの基本目標」を設定します。

## まちづくりの基本方針

### 1 一人ひとりが担い手のまち 【市民生活】

市民が個性に磨きをかけ、市民が主役となった特色あるまちづくりによってその魅力をアピールし、一人ひとりがまちづくりの担い手として、そして、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくります。

## まちづくりの基本目標

- 1 市民協働のまちづくり
- 2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
- 3 多文化共生と国内交流の充実
- 4 男女共同参画社会の形成
- 5 地域情報化の充実

本市が抱える課題の解決や目指すべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの自発的な参加が不可欠です。

これまでの行政主導のまちづくりから前進し、市民や町内会、企業などの団体と行政が互いの役割を果たし、連携協力し、「もしかしたら、自分たちでできるかも知れない」と気づき、そして行動する市民が住む市民協働のまちづくりを目指します。

同時に、市内に3校ある大学が有する知的財産や人的財産の活用をはじめ、NPOなどの様々な主体の参加による地域運営を行い、地域の様々な可能性の検討や活性化に取り組みます。

また、今後さらなる進展が予想される情報社会に対応した地域情報化を充実し、多様な情報通信技術を活用して本市の魅力を町内外に発信し、市民の郷土に対する関心や愛着を高めるとともに、本市に関心を持つ国内外との交流を充実します。

さらに、男女が対等な協力者として均衡がとれ、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現します。

多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、外国人も地域住民であるとの視点に立ち、

同じ地域の構成員として対等の関係を築きながら、社会参加を促す仕組みづくりを目指すことをいう。なお「国際交流」とは、外国からのお客様を歓迎し、日本でよい経験をして本国に帰ってもらおうとする考え方をいう

## まちづくりの基本方針

### 2 生涯健康 心のかよう福祉のまち 【福祉・保健・医療】

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民の心と体の健康づくりの支援をはじめ、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、心のかよう地域福祉社会を創造します。

#### まちづくりの基本目標

- 1 健康づくりの推進
- 2 子育て支援の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害のある方の福祉の推進
- 5 地域福祉社会の創造

市民の健康に対する意識は高まっており、健康診査や各種検診、保健指導などの保健環境や医療体制を充実し、生涯を通じた市民の健康づくりを支援します。

また、高齢者の人口が増加するなかで、自らの経験や知識を活かした社会参加や社会貢献により、健康的で生きがいを持って生活できる環境をつくります。

同時に、障害のある方もない方も、住み慣れた地域で、生きがいと誇りを持って自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

さらに、家庭、地域、学校の一体的な連携のもと、安心して子どもを生み、育てられる環境を整えます。

## まちづくりの基本方針

### 3 安心とぬくもりを感じるまち 【安全安心】

地域ぐるみで、地震や風水害などの自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高め、市民が安全と安心を自分たちで手に入れることができ、ぬくもりを感じるここのできるまちをつくります。

#### まちづくりの基本目標

- 1 防災対策の充実
- 2 消防と救急体制の充実
- 3 交通安全対策の推進
- 4 防犯対策の強化

自然災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関と連携して防災対策を充実するとともに、予期せぬ災害や緊急時における消防・救急体制を強化し、安全で安心して暮らせるまちを実現します。

前ぶれなく発生する災害時には、まず自分の手で自分と家族、財産を守らなければなりません。このための備えと行動を「自助」といいます。

市をはじめ、県や国、警察、消防など、そして電気や通信、交通など公共機関の「公助」による対策活動と、地域の特性を良く知る市民による自主防災組織の「共助」が連携することによって、被害を最小限に抑え、復旧、復興へと向かうことができます。

自助と共助、そして公助がそれぞれの役割を果たす協働による防災対策を充実するため、市民の意識高揚を図ります。

また、都市化の進展とともに増加する交通事故や犯罪などを未然に防止するなど、市民の未来は市民総ぐるみで守ります。

## まちづくりの基本方針

### 4 環境について考える人が住むまち 【環境】

市民一人ひとりが地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する意識を高め、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然である田園の環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができるまちづくりをすすめます。

## まちづくりの基本目標

- 1 資源循環型社会の実現
- 2 地球環境の保全
- 3 生活衛生環境の充実
- 4 身近な自然環境の保全と創出

まちをきれいに、そして地球をきれいにしたいという意識の種を蒔き、そして、まち中の、国中の、世界中の人に、この思いが広がり花開くことを願い、市民一人ひとりの意識と行動のもと、ゴミの減量化や適正処理、さらに資源の循環利用などを通じて、自然と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指します。

また、省エネ製品への切り替えや新エネルギーの導入をはじめ、公害の心配がなく、CO<sub>2</sub>発生量の少ない地球環境にやさしいまちづくりを推進します。

さらに、私たちの生活の基盤である水、大気、土壌環境を守り育てるため、健全な水環境や、悪臭や騒音などが少ない静かでさわやかな大気と土壌を保つための取り組みを行うとともに、ごみの散乱防止などの環境美化に市民が一体となって取り組み、本市の歴史的な景観を保全し、創出します。

昔ながらの大切な原風景である田園や用水路などの身近な自然環境の保全に努め、赤とんぼやカエル、そして市民も住み続けたいと思えるまちを目指します。

## まちづくりの基本方針

### 5 みんながキャンパスライフを楽しむまち 【生涯学習・教育】

工業系、生物資源環境系、生涯学習系の3校の大学を有する本市において、本来の大学構内（キャンパス）だけではなく、まち全体をキャンパスに見立て、生涯にわたって楽しみながら学ぶことの出来るキャンパスシティを目指していきます。

学校教育、特に義務教育を生涯学習の基盤となる基本的な知識、技術、学ぶ意欲を育成する場と位置づけ、未来の野々市市を担う「ののいちっ子」の生きる力の育成に向けて、家庭、地域、学校が一体となり教育力の向上に取り組むとともに、生涯学習活動の充実や生涯スポーツ振興などの学びを通じて、新たなつながりができ、そして生きがいや心の豊かさを実感できる地域社会をつくりまします。

## まちづくりの基本目標

- 1 知・徳・体のバランスの取れた教育の充実
- 2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり
- 3 生涯学習社会の充実
- 4 生涯スポーツの充実
- 5 文化の継承と創造と担い手の育成

少子化に伴う様々なニーズの変化に対応しつつ、家庭、地域、学校の連携のもと地域全体で、児童生徒が自らの力で知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育、国際化や情報化などに対応できる“ののいちっ子”の育成を支える体制づくりを強化します。

市民の少年期から老年期のそれぞれの段階に応じて、地域の風土や歴史に関する学習をはじめ、様々な知識や技能の習得など、市民が学び、市民が教え、そして生涯にわたって学習活動に取り組める環境をつくりまします。

また、健康づくりをはじめ、意欲や能力に応じたスポーツ活動に参加できる環境づくり、施設の整備や管理運営に努めます。

子どもの頃から優れた芸術や地域の伝統文化に触れる機会を提供し、文化活動への参加を促進することにより、地域への誇りや愛着心を高め、伝統文化の継承や新たな文化を創造する担い手を育成します。

## まちづくりの基本方針

### 6 野々市産の活気あふれるまち 【産業振興】

地域の特性を活かした産業間又は、農商工、産学官の連携により、農業や地場産業の育成を図ります。

また、まちににぎわいをもたらす市街地の活性化対策等を進め、就業の場の確保と経済活動を活発化することによって、“キラリ”と光る人とにぎわいがあふれるまちを目指します。

## まちづくりの基本目標

- 1 商工業の活性化
- 2 農業の活性化
- 3 生産と販売の連携促進
- 4 勤労者福祉の充実
- 5 観光資源の発掘
- 6 新たな産業基盤の創出

土地利用計画との適正な調整により優良な農地を保全するとともに、担い手の育成や経営体質の強化、地産地消の拡大に取り組むほか、生産者と消費者、都市と農村の交流を広げ、都市近郊農地の利点を活かし農産物の販売促進に努めるなど、農業を活性化します。

産学官連携や異業種間の相互交流による地場産業の技術力の向上、地域資源の活用などによる新しい産業創出、環境に配慮した都市型企業の誘致を推進し、市民生活を支える地域経済の活性化や就業機会を創出します。

また、勤労者の生活の安定と向上を支援する勤労者福祉の充実に努めます。

まちなかの商店と郊外型の商業施設の役割分担を明確にし、それぞれが持つ特徴を活かしながら、商業の活性化を推進します。

本市が主催するイベント内容の見直しや野々市の魅力の再発見などを進めるとともに、観光資源の発掘を行い、交流人口の増大を目指します。

## まちづくりの基本方針

### 7 くらし充実 快適がゆきとどくまち 【都市基盤】

今後も増加する人口に対応するため、必要な宅地開発を進める一方、住環境の質的な充足に取り組みます。

コンパクトな本市であるからこそできる安全で快適が行き届くまちづくりを目指します。

また、市内外の移動や交流に寄与する交通網や各種都市施設の充実を図り、魅力ある住み良いまちをつくります。

## まちづくりの基本目標

- 1 魅力ある街並み形成と住環境整備
- 2 交通の円滑化と公共交通網の充実
- 3 憩いある公園、緑地の充実
- 4 河川整備の充実
- 5 安全で安定した水の供給
- 6 衛生的で快適な下水道の整備

需要に応じた宅地開発を継続するとともに、伝統的な街並みの保全や良好な景観の形成に努め、地域特性を活かした街並みの形成と少子高齢化に配慮した市営住宅等の整備を促進し、魅力ある住環境を形成します。

地域活性化に寄与する道路網の整備を図るとともに、低炭素社会の実現と人にやさしい公共交通の利便性向上や歩行者等が安全で快適に移動できる環境づくりを進めます。

また、まちなかでの緑の創出に寄与する公園、緑地の充実を図るとともに、河川改修と親水環境の創出など、市民に憩いとやすらぎを与える都市基盤施設を充実します。

安全で良質な水の供給に努めるとともに、地震などの大規模災害に備えた配水管の耐震化や給水拠点を整備すると同時に、河川などの公共水域の水質保全のための下水道を整備し、適切に管理します。

## まちづくりの基本方針

### 8 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち 【行財政運営】

地方分権により自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることが、これまで以上に強く求められており、情報技術を活用した効率的な事務を行うとともに、適切な組織づくりを行います。

さらに企画力や職務遂行能力の高い職員を育成し、その能力を活用していきます。

また、行政情報の公開や提供に努め、市民との協働の理念に基づく開かれた信頼される行政経営を推進します。

## まちづくりの基本目標

- 1 開かれた市制の推進
- 2 行政情報化の充実
- 3 人材育成の推進
- 4 安定した財政運営の推進

開かれた市政を推進するために、情報技術を活用した行政情報化の充実と法の遵守による行政情報の適正な管理、運用を行います。

また、様々な情報媒体を活用し行政情報を効果的に発信するとともに、パブリックコメント制度の活用や、住民投票制度の検討により、市民からの意見を把握する機会の充実を図り、顧客(市民)志向のまちづくりを進めます。

市民に対して質の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、人員の適正配置をはじめ、人事評価制度を活用した職員の政策形成能力の向上と、職務遂行能力の向上を図るための人材育成に注力します。

自主財源の確保や受益者負担の適正化、公共施設の効率的な整備と管理運営に努め、最少の経費で最大の効果を生み出すよう選択と集中によるメリハリのある政策決定を行うとともに、本計画の進行管理と施策と事務事業の評価・検証のためのツールとして行政評価制度を活用します。

## 第5節 施策の大綱

### 1 施策の大綱

#### 1 一人ひとりが担い手のまち

【市民生活】

(1) 市民協働のまちづくり



(2) ふるさと意識の醸成と愛着心の向上



(3) 多文化共生と国内交流の充実



(4) 男女共同参画社会の形成



(5) 地域情報化の充実



## 2 生涯健康 心のかよう福祉のまち

【福祉・保健・医療】

(1)健康づくりの推進



(2)子育て支援の推進



(3)高齢者福祉の推進



(4)障害のある方の福祉の推進



(5)地域福祉社会の創造



### 3 安心とぬくもりを感じるまち

【安全安心】

(1) 防災対策の充実



(2) 消防と救急体制の充実



(3) 交通安全対策の推進



(4) 防犯対策の強化



## 4 環境について考える人が住むまち

【環境】

(1) 資源循環型社会の実現



(2) 地球環境の保全



(3) 生活衛生環境の充実



(4) 身近な自然環境の保全と  
創出



## 5 みんながキャンパスライフを楽しむまち

【生涯学習・教育】

(1) 知・徳・体のバランスの  
取れた教育の充実



(2) 家庭、地域、学校の連携  
強化と開かれた学校づく  
り



(3) 生涯学習社会の充実



(4) 生涯スポーツの充実



(5) 文化の継承と創造と担い  
手の育成



## 6 野々市産の活気あふれるまち

【産業振興】

(1) 商工業の活性化



(2) 農業の活性化



(3) 生産と販売の連携促進



(4) 勤労者福祉の充実



(5) 観光資源の発掘



(6) 新たな産業基盤の創出



## 7 くらし充実 快適がゆきとどくまち

【都市基盤】

(1) 魅力ある街並み形成と住  
環境整備



(2) 交通の円滑化と公共交通  
網の充実



(3) 憩いある公園、緑地の充  
実



(4) 河川整備の充実



(5) 安全で安定した水の供給



(6) 衛生的で快適な下水道の  
整備



## 8 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

【行財政運営】

(1)開かれた市制の推進



(2)行政情報化の充実



(3)人材育成の推進



(4)安定した財政運営の推進

